（郵便省認可）　（本號四頁）　明治二十二年一月十六日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず

第二千百七十一號

明治廿二年一月十六日　水曜日
書戊子十二月十五日　（壬辰）

日出午前六時五十一分　入午後四時五十一分
月出午後四時五十五分　入午前五時十五分
滿潮午前五時十四分　干午後五時十五分

（西暦一千八百八十九年）

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價通送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社より直接に郵便にて通送スルモノニ限り右定價ノ外に一箇月二十六錢ノ通送料を申受ク
月曜日、大祭祝日の翌日并に毎月末日等他の新聞紙休刊の日のみに時事新報の配達は一ケ月前金八錢なり但し郵便配達の地方は此外一枚に付一錢を申受ク

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰五號活字ニテ	一行ニ付一日限	一行ニ付二百日以上	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢三厘

時事新報

酒茶煙草珈琲の功能（昨日の續）　石河幹明譯

茶珈琲は昔より引替へ今日は餘はど非難を免られたれども酒と煙草とは至りては今猶は物議甚しく然らも其說たるや最も之れを嗜好する其人の中より出づるを常とせり今其說は費し一々辨駁するは徒らに冗長に渉るの恐あるが故に之を止むべしと雖も苟も人間は將來猶は幸福の域に進歩するの運命ある者なりと信ずる所の人ならんには我々は其人に向ひ何故に人間は斯る物品を發明して然らも一般に之を用ふる樣になりたるや、防消の效を外にしては他能なき茶、珈琲、煙草等の植物は何故に此世に生じたるやの質問を試みんと欲する者なり若しも世人の知る如く此物品の流行は其範圍甚だ廣大にして其嗜好の度も非常なると事實に掩ふ可らずとするときは酒煙草等の流行と共に人間生命の平均大に增加したるの事實は抑も如何なる次第あるや玆に聊か歷史上の概略を述べんに茶及び珈琲の始めて歐洲に輸入されたるは凡そ二百年前の事なりしが今は年々數百萬噸の分量を消費するの勢とはなれり又煙草はコロムブスが亞米利加發見のとき同時に之を發見したるものにて夫れより百年足らずの間は左迄評判も なかりしが其後に至り非常の流行を催し其行はるゝ區域の廣くして傳播の時の速なるは他品の迚も企て及ぶ所にあらずして地球上人迹の到る處は苟も之を嗜まざるものはなく年々世界にて煙草の消費額は一人に付き五斤づゝの割合なりと云ふ以て其流行の大なるを知るべし又酒も之に同じく世界一般これを好んで使用せざる處なしを聞かず斯く全世界の人類が申合せたるが如く一樣に是等の物品に向て嗜好する所を見れば之には何か確かなる生理學上の理由の存するものあらんと判斷せざるを得ず人或は此種の嗜好を以て單に偏僻を取るが爲めなりと云ふ者あり然れども茶、珈琲の二物の嗜好の如きは唯に快樂の目的に出づるものとは云ふべからずして特に煙草の如きに至ては始めて之を用ふる人として苦ましむるみと少からず阿片を吸して快樂の目的とする人は其人の知る所なれども世人は之を用ひずして到る處に煙草を用ふるは何ぞや決して單に快樂を取るの目的に出づるにあらずして知るべし即ち其効能は人生生活の必要に應ずるものにして人の之を需用する所以のものは其力に依て以て身體中の消耗を補ひ少量の食物を以て長き勞働に堪へしめんとするが爲めなりとの證明を以て十分なる可し而して其効能利益は今日まで何人も之を辨說したるものなきやらされども冥々の中には既に非常の勢力を逞ふし其實の効益を故に卒すれば驚く可きもの多し彼の世間にて茶、珈琲以下の需用の爲め米穀等日常食物の十分の一を減ずる事を得たりと云ふが如きは利益の一小部分に過ぎざるのみ抑も人として困難疲勞を免れざる以上は聰明品の助を要すべきこと勿論にして兵士、水夫、探求者、坐業者、勞働者等何れも其助を此品に求めざるを得ず モールスコット氏は之に身體組織の貯蓄銀行の名稱を附し其生理學者の說も之を以て人生に一の幸福を添ふる物ありとするの點に於ては殆んど一致するものゝ如し請ふ之より所謂防消品なるものゝ適當なる用法を說かん此種の品は一時若くは長久、食物補助の役を勤るみとあれども此品即ち食物あるにはあらざるあり勿論過度に之を用ふるときは有害の結果あるに相違あれども是れは萬物同一樣の害にして獨り此品に限るにあらず且つその過度といふも彼是相對の語たるにを記憶せざるべからず甲には適當あるものも乙には過度なるものもあり又その中の一種の過度は他種の過度よりも害を爲すみと非常に大なるものあらん同効の諸品中最も害を及ぼす可きものは酒類にして其他の物に至ては勿論これと同日の談に在らざれども順序を云へば綱の次は茶、次は煙草、而して其次は珈琲なるべし蓋し世間にては唯、酒の害の恐る可きを說くもの甚だ多しと雖も其一方の說を以て彼の適當に酒を用ふるより生ずる所の有益なる結果を抹殺すべきにあらず其結果は早く既に醫學家の認むる所にして之を用ふるにあらざれば以て生命を救ふ能はざるの場合は甚だ少なしとせず千八百六十七年に當りフランス スキー氏の計算したる所によるに過ぐる四十年間に倫敦の各病院にて酒精消費の量は四倍の增加を見さりと云ふ或る生理學者の言に總て防消品なる者は多少體中に消費さるゝものなれば矢張り眞實の食物なりと云ふ者あり其は兎も角も普通の觀察に依りて飲酒家は小食ありと云ふ其事實の一例も云ふ可きは曾て獨逸に於て饑饉の際倹約の爲め麥酒の買入を見合せたる家あんりしに幾ばくあらずして麵包の消費俄に增して一個月後に計算すれば丁度ろの省略したる麥酒の二倍を買ふ可き錢を麵包に損したる割合なりしと云ふ又凡そ酒精は其濃厚なるものを大量に用ふる時は非常の有害物となるが故に之を薄薄にしても四樣に有害なりと云ふものあれども嘗の例を見てその然らざるを聞すべし嘗は日常の食膳に缺く可らざる有効且性のものなれども之を濃厚にするときは其性變じて非常の毒物と爲るは人の知る所なり　（以下次號）

雜報

自今海軍省門內下馬下乘ノ制限ヲ廢ス
明治廿二年一月十五日　海軍大臣伯爵西鄕從道

〇內閣賞勳局移轉　內閣賞勳局は一昨十四日宮城內宮內省中へ移轉せり

〇書肆營業人の數　新潟縣に於ける書肆營業人の數は昨年十二月現在百七十六人內專業五十七人兼業百十九人あり（新潟縣）

〇製氷營業者の景況　茨城縣に於て本年製氷營業の出願に對し許可せるもの十二名にして其製造高總計大凡二十萬貫目餘其氷池坪數總計千四百五十一坪あり其製造場の增加は昨年に比し五箇所一昨年に比し七箇所にして氷池坪數の增加は殆ど五倍に達せり（茨城縣）

雜報

〇山縣內務大臣　內務大臣山縣伯幷に其一行は去る十二日佛京巴里府に到着せるよしと其筋へ電報ありたりと

〇松岡一樓郎氏　司法屬松岡秀之氏の長男一松郎氏は一昨年佛國ユーキス府サント クロワー學校全科卒業の試驗にて第一等に位し名譽賞及十五の學科賞を得たるとは同國馬耳塞日々新聞及び昨年四月初旬の本邦諸新聞に揭げありしが本月十一日着佛國郵船の通信に依れば去る十一月パシュリエード ランセイニュマンス コンデール學位授與の試驗を受けし者十三名ありて內四名及第し松岡一樓郎氏其第一に位し優等證書を得たりと

〇東京セメント會社　同會社は昨年十月開業したる新設の一社なれども目下セメントの需用盛なる折柄日々五十樽宛製出するにも拘らず各地の需用へ一々應じ兼ねる程の盛昌にて本年五月迄の製造高は悉皆臨時建築局へ賣上の約束整ひ居る次第なれば今度製造所を漸次擴張する由にて資本金を十萬圓に增額する都合ありと云ふ

〇東京紡績會社　同會社の工場建築は既に全く落成し紡績器械も悉く到着して昨年來据付に着手中なりしが本月二十日過ぎ五百六十五百錘丈の運轉を始め尙ほ殘の部分は漸次据付次第開始する筈なりと云ふ

〇浦鹽斯德通信　損害賠償　露商リンドホルムは當港商人中一二を爭ふ金滿家にて常に海軍兵器局等の受負を爲し歐米爲替取組を專業とする者なるが近着の或る米國新聞に同氏の名譽を毀損したる一項を載せたり曰く浦鹽斯德港露商リンドホルムは本國盧無黨に與し露帝を弑し奉らんとを謀り爆烈彈丸を窃に其黨員に廻送したりなど無根の事柄を掲載し太く氏を誹毀したるより同商店は大に驚駭し取り敢へず米國新聞記者に向ひ名譽回復の訴訟を起し殆行の新聞枚數と購讀者の數を算出し之が要償を促さんと目下其取調中なりと云ふ〇

課稅の風說　先頃來當港輸入荷物に課稅の風說ありて當地滯在の日本人は閑章するもの少からず或は病傷沙港に代理店を開き直取引を爲すべしと云ひ又來春にも至らば近海の航業頻繁なる見込もあれば運賃も遂に今日の有樣にあらざるべし此處には「ヴカストル」港及び國幾樽より出稼者も多ければコルサコフ港を撰び今より雜貨貿易を試ひべしと汲々せるものありしが兎角先輩は外國商の特有あるが如く現る本港の獨逸商アリベルス商社は早くも疾に見る所ありて支配人ダッタン氏を再度豫帆の渡航の上實況を觀察せしめたるが彌々支店を開き當港より盛んに輸出を計る見込なりと云ふ

〇清國皇帝即位後の政況　近着の北支那日々新聞に掲げ之る清國皇帝即位後の政況一斑と題せる寄書を一讀するに曰く清帝は本年二月親政式を行ふや否や帝の幼冲なる頃より大ン タン ホーを師傅として諮詢するあらん歟と爲すに當りて一見英敏の風あり其父醇親王を心ありと云へるも決して醇親王は獨斷して國事に堪へしめんとするが爲めに政務に缺掌せざるの理由なりと云ふ或る時は醇親王は向後帝の師傅に任じ非常に權勢を揮ふ樣なるの議あれども帝は王を有名無實の人物にして自ら親政の間に生殺の權を握るの議に至り醇親王は獄盤深き入り閣政務に缺掌せざるの理由なりと云ふ或る時は醇親王は向後帝の師傅に任じ非常に權勢を揮ふ樣なるの議あれども帝は王を有名無實の人物にして自ら親政の間に生殺の權を握るの議に至り醇親王は獄盤深き入り閣政務に缺掌せざるの理由なりと云ふ

〇清國皇帝即位後の政況　近着の北支那日々新聞に掲げ之る清國皇帝即位後の政況一斑と題せる寄書を一讀するに曰く清帝は本年二月親政式を行ふや否や帝の幼

〇溫州蜜柑輸出　溫州蜜柑輸出は本年に入り雲之際會して國內諸港に代理店を開き直取引を爲すべしと云ひ又來春にも至らば近海の航業頻繁なる見込もあれば運賃も遂に今日の有樣にあらざるべし此處には「ヴカストル」港及び國幾樽より出稼者も多ければコルサコフ港を撰び今より雜貨貿易を試ひべしと汲々せるものありしが兎角先輩は外國商の特有あるが如く現る本港の獨逸商アリベルス商社は早くも疾に見る所ありて支配人ダッタン氏を再度豫帆の渡航の上實況を觀察せしめたるが彌々支店を開き當港より盛んに輸出を計る見込なりと云ふ

〇清國皇帝即位後の政況　近着の北支那日々新聞に掲げ之る清國皇帝即位後の政況一斑と題せる寄書を一讀するに曰く清帝は本年二月親政式を行ふや否や帝の幼